

平成30年9月28日

保護者の皆様へ

宇都宮市教育委員会
教育長 水 越 久 夫

平成30年度「体罰の根絶に向けた調査」のお願い

保護者の皆様には、平素より本市教育に対し深い御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本市におきましては、これまで体罰に係るリーフレットの配布、体罰相談ダイヤルの設置、学校の教育活動について保護者の皆様から校長、副校長に直接ご相談いただける機会の設定など、体罰の根絶に取り組んできたところであります。

このような中、今回、体罰の事案が発生し、保護者の皆様からの学校への信頼を著しく損ねたことは、誠に遺憾であります。今後とも、教職員への指導を徹底し、再発防止と学校教育への信頼回復に全力で取り組んでまいります。

つきましては、現在の状況を把握するため、下記のとおり体罰に係る調査を実施し、その根絶に向けて取り組んで参りますので、趣旨を御理解の上、御協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 今回の調査対象期間は、平成30年4月1日から平成30年9月30日までとします。
なお、調査実施後につきましては、各学校の相談窓口にご相談ください。
- 2 回答にあたりましては、裏面の参考資料「体罰について」を御覧いただき、御家庭でお子さんとよく話し合った上で、保護者の方が調査用紙に御記入くださいますようお願いいたします。
- 3 調査用紙は、体罰の有無に関わらず、平成30年10月5日（金）までに、学校から配付された封筒に入れ厳封していただき、学校長へ御提出をお願いいたします。なお、調査に関する御質問等につきましては、学校（副校長）までお問い合わせください。
- 4 御回答いただいた内容について、後日学校から確認をお願いすることもありますので、あらかじめ御了承ください。
- 5 設問4、5への回答につきましては、児童生徒と教職員とのよりよい関係づくりのために活用させていただきます。
- 6 お子さんに関する相談窓口につきましては、全児童生徒に配付しておりますスタンダードダイアリーに掲載してあります。なお、体罰に関する相談につきましては、「体罰相談ダイヤル」（TEL 028-632-2726）で常時受け付けております。

体 罰 に つ い て

参考資料

○ 体罰は、学校教育法第11条に

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

と規定されているとおり、いかなる場合においても行ってはならないものです。

○ 文部科学省通知（平成25年3月13日付）に基づき、

- ・身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）
- ・被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）

に当たると判断された行為は体罰に該当します。

なお、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には該当しません。

- ・放課後等に教室に残留させる。（トイレに行かせない、食事時間を過ぎても長く留め置く等の肉体的苦痛を与えるものは体罰に該当します。）
- ・授業中、教室内に起立させる。
- ・学習課題や清掃活動を課す。
- ・学校当番を多く割り当てる。
- ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

○ 以下のような行為については、体罰に該当しません。

- ・児童生徒から教職員等に対する暴力行為に対して、教職員等が防護のためにやむを得ずした有形力の行使
- ・他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止することや、危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使